

防災センター要員講習修了証をお持ちの皆様へ (東京都火災予防条例改正のお知らせ)

防災センター要員講習修了証の更新期間(受講サイクル)については、東京都火災予防条例により「前回受講日から5年以内に実務講習(再講習)を受講すること」と定められていましたが、この度の条例改正によって平成28年4月1日以降は、「**交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内**」が**更新期限**となりました。

今回の改正により受講期限が年度単位になりましたので、**年度内のどの実務講習(再講習)を受講しても5年後の再講習期限は変わりません。**(下図参照)

平成28年4月1日施行

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに
技術講習(新規講習)又は実務講習(再講習)を受講された方は、どなたも

2020年3月31日が受講期限です。
(実務講習(再講習)を受講する期間に幅ができました)

(例)

前回受講日	2019年度 (2019.4.1~2020.3.31)	更に5年後の受講期限
H26.4.5に技術講習 (新規講習)を受講した方	★ 2019.7.8	交付を受けた日以後に おける最初の4月1日 から5年以内に受講 5年後の受講期限は 2020年3月31日
H26.9.5に実務講習 (再講習)を受講した方	★ 2020.3.8	
H27.3.5に実務講習 (再講習)を受講した方	★ 2019.9.8	

★実務講習(再講習)受講日

5年後の実務講習(再講習)期限は変わりません!

満席のため更新期限日までに実務講習(再講習)を受講出来なかった場合、お手持ちの防災センター要員講習修了証は失効します。

その場合、自衛消防業務講習修了証(新規・追加・再のいずれか)をお持ちの方は、再び実務講習(再講習)を受講した時点で資格は更新されます。

問合せ先
一般社団法人 東京防災設備保守協会
講習センター 03-5261-0034